# 関係資料の閲覧依頼書

令和 年 月 日

大阪市契約担当者大阪市建設局長 様

主たる営業所 (又は支店等) の 所 在 地

商号又は名称

代 表 者 (又は受任者) 役職・氏名

次のとおり、関係資料の閲覧を希望します。なお、資料の閲覧にあたっては、下記事項を遵守し、秘密を保持することを誓約します。

記

- 1 案件名称
  - 道路橋梁総合管理システムサービス提供業務委託
- 2 依頼事項 関係資料の閲覧
- 3 閲覧資料
  - 大阪市DXの推進に関する規程
  - ・大阪市情報セキュリティ管理規程
  - ・大阪市情報システム等の整備及び運用に関する規程
  - ・大阪市情報セキュリティ対策基準
  - ・ 大阪市データ保護管理要綱
  - ・大阪市情報通信ネットワーク管理要綱
  - ・大阪市システムプロジェクト管理ガイドライン
  - ・大阪市情報システム開発ガイドライン
  - ・大阪市情報システム調達における SLA ガイドライン
  - ・大阪市クラウドサービス関連ガイドライン
  - ・大阪市生成 AI 利用ガイドライン
  - ・資料2「調達仕様書」に記載の帳票
  - ・資料2「調達仕様書」に記載の標準業務フロー

#### 4 遵守事項

第1条 (利用の目的)

当社は、当該案件の入札参加の目的(以下「本目的」という。)のためにのみ、関係資料の閲覧を受けるものであり、本目的以外の目的のために情報を利用しません。

# (様式5)

#### 第2条(秘密の保持)

- 1 当社は、閲覧した関係資料の情報(以下「本情報」という。)を秘密として保持するものとし、次項に定めるもののほか、第三者に対し開示しません。
- 2 当社は、本目的を達成するため必要な範囲及び適切な方法で、当社以外(以下「協力会社等」という。)に対して本情報の開示を行いますが、協力会社等においても本遵守事項を遵守させ、開示した本情報に対する責任は当社が負うこととします。
- 3 本目的を達するためであっても、本情報の必要以上のデータ化及びデータ化した本情報 のコピー、印刷等を行いません。また、データ化及び印刷等した本情報は適切に管理を行 い、第5条に基づき、適切に処理を行います。

#### 第3条(損害の補償)

本情報の第三者への流出が認められた場合は大阪市の調査に協力するとともに、万が一、 当社の責められるべき事実により大阪市へ損害を与える事態となった際には、最大限の補償 を行います。

## 第4条(期間)

前条までに定める秘密の保持は、本目的の達成後も当社において存続するものとします。

## 第5条(本情報の返却等)

本情報は、本目的達成後、大阪市へ返却します。また同時に、データ化及びデータ化した本情報のコピー、印刷等した資料は適切な方法により速やかに廃棄を行い、廃棄が完了した旨を大阪市へ文書で報告します。なお、大阪市から別に返却及び廃棄の指示を受けたときは、その指示に従います。